

厚生労働省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの 排出抑制等のため実施すべき措置について定める計画

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(以下「政府の実行計画」という。)が平成17年4月28日に閣議決定され、「関係府省は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する」こととされた。これを受けて厚生労働省として実施すべき措置について以下のとおり計画を策定する。

1. 実施計画の対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、厚生労働省が行うすべての事務及び事業とする。

なお、患者及び入所者の生命及び健康の保持等を最優先する施設の特殊性を勘案し、温室効果ガスの排出量等の削減目標の対象から、国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所、国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設及び国立身体障害者リハビリテーションセンター(以下「国立高度専門医療センター等」という。)が行う事務及び事業を除外することとする。ただし、これらの事務及び事業においても、医療等の適切な提供に支障が生じない範囲において、温室効果ガスの排出量等の削減に最大限努めることとする。

また、独立行政法人に対してはその特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、率先した取組を促す。

2. 実施計画の期間

本実施計画は、平成18年度までの期間を対象とするものとし、政府の実行計画が見直しされた場合には、その内容を踏まえて必要に応じ本計画も見直しを行うものとする。

3. 本実施計画の策定、評価・点検を行う部局

本実施計画の策定、評価・点検にあたっては、政策統括官(労働担当)による統括のもと、関係各部局の協力を得て政策統括官付労働政策担当参事官室において行う。

4. 措置の内容

(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

なお、公用車の燃料使用量については平成13年度比で概ね85%以下、用紙の使用量については平成13年度比で増加させないことに向けて努める(平成13年度比で平成15年度実績が公用車の燃料使用量については本省は80%であるが地方局等では124%となっていること、用紙の使用量は本省118%、地方局等107%となっていることに十分留意する。)

低公害車の導入

公用車について特殊性を考慮しつつ100%低公害車化を図る。

公用車の効率的利用等

通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を一層推進する。

アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。

タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制を呼びかける。

自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買い換えを計画的、重点的に進め、買い換えにあたっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これら機器等の新規の購入にあたっては同様とする。

用紙類の使用量の削減

両面印刷・両面コピーの徹底を図る。

内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会へ

提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピー、使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。

使用済み用紙の裏紙使用を図る。

使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

再生紙の使用、木材・再生品等の活用

購入し、使用するコピー用紙、罫紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。

印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

（２）建築物の建築、管理等に当たっての配慮

既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物においてさらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、温室効果ガスの排出の抑制に資する改修を行う。

庁舎等における単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で概ね90%以下、エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を平成13年度比で増加させないこととし、それらに伴う温室効果ガスの排出量を平成13年度比で18年度まで増加させないことに努める（平成13年度比で平成15年度実績が庁舎等の単位面積当たり電力消費量は本省117%地方局等106%、エネルギー供給設備等における燃料使用量は本省は96%であるが地方局等では112%となっていることに十分留意する。）。

温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

庁舎等に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

太陽光発電等新エネルギーの有効利用

庁舎等や公務員宿舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。

建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディ（費用対効果調査）を実施し、

可能な限り幅広く導入する。

(3) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮
庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制等

以下の取り組みにより、省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。なお、国立高度専門医療センター等の患者及び入所者の生命及び健康の保持等には十分配慮するものとする。

- ・ O A 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ・ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- ・ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ・ 発熱の大きい O A 機器類の配置を工夫する。
- ・ 深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、水曜日及び金曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日及び金曜日の午後 5 時以降は、会議等の開催をなるべく避けることとする。
- ・ 有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、深夜残業の削減を図る。
- ・ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベータの間引き運転を進める。
- ・ 庁舎等に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ・ 庁舎等の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方法を導入する。
- ・ 止むを得ない場合を除き、便座の暖房の使用を差し控える。

ごみの分別

ごみの分別回収をより一層徹底することにより、廃棄物の量について平成 13 年度比で概ね 75% 以下、そのうち可燃ゴミの量について平成 13 年度比で概ね 60% 以下とすることに努める（平成 13 年度比で平成 15 年度実績が廃棄物の量は本省 112% 地方局等 100%、可燃ごみの量は

本省 108% 地方局等 101% となっていることに十分留意する。)

節水等の推進

水を有効利用することなどにより節水をより一層推進することにより、庁舎等の単位面積当たりの上水使用量を平成 13 年度比で 90% 以下とすることに努める（平成 13 年度比で平成 15 年度実績が本省 95% 地方局等 97% となっていることに十分留意する。)

(4) 職員による自主的な取組策等

職員から省CO2化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

5. 目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実行することにより、平成 13 年度比で平成 18 年度までに厚生労働省の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を 7% 削減することを目標とする。

6. 点検結果の公表

本実施計画の実施状況については、自主的に点検を行い、地球温暖化対策推進本部幹事会において毎年公表する。

7. 総務省の行政評価・監視への協力

総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、厚生労働省はこれに積極的に対応する。